

令和6年度

西和賀町からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの	B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの	D：実現が極めて困難なもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月20日	1 県立西和賀高等学校の1学年2学級80人定員化について	岩手県立西和賀高校は、1学年1学級校でありながら、町との連携のもと習熟度別学習を取り入れることで全学年2学級化を実現し、きめ細かな少人数指導により、国公立大学等への相当数の進学や公務員及び地元企業等への就職による「進路実現100%」を継続するなど、キャリア教育において確かな実績を積み重ねてきております。 こうした実績が評価され、近年では北上市内の中学校からの志願者・入学者が増えてきております。加えて、令和3年度から取組を始めている県外募集（西和賀ふるさと留学）では、今年度5人の入学者を数えるなど、これまでの高校魅力化の取組が県内はもとより全国から注目を集めるに至っております。 実際に令和6年度入学の志願者は、40人の定員を大きく上回る48人に達し、県教育委員会のご配慮により44人の合格者を認めていただきましたが、入学を希望していた全ての生徒を受け入れることができなかったことは極めて残念なことであります。 岩手県におかれましては、第2期総合戦略において、地域と協働した高校魅力化の取組を全国に発信し、県外からの高校進学を促して、将来の関係人口やIターンの増加につなげていくという将来像を掲げ、高校を核とした地方創生に取り組まれています。一方、本町における第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で	貴町による西和賀高校の学習活動等、魅力ある学校づくりの取組への支援に対し、感謝申し上げます。 県教育委員会では、中学校卒業予定者数の減少等を踏まえ、県内生徒の学ぶ機会の確保を前提としつつ、平成27年度から葛巻高校において県外生徒の受入れを始め、その後、受入れ実施校を順次拡大してきたところです。 令和5年度からは県外募集を「いわて留学」と銘打って情報発信し、県外生徒受入れ実施校の更なる拡大に取り組んでいるところです。 そのような中、西和賀高校においては魅力ある学校づくりの取組とともに、貴町による支援等により、令和6年度の入学者選抜において、入学志願者数が定員の40名を超え、県外からの入学志願者5名を含め、48名となるなど、中学生から選ばれる学校となっています。 こうした状況を受け、県教育委員会では「いわて留学」などの取組により、定員を一定程度上回るなどの実績が複数年確認された場合、教育の質を保証するなどの観点	県南広域振興局	経営企画部	A : 1

		は、「関係人口を含めた活性化に資する人材育成」を町の最大の課題として捉えており、その解決のための重要施策の一つに「西和賀高校の魅力化を通じた人材の育成」を掲げ、本町ならではの体験型教育プログラムの構築や県外募集などに積極的に取り組んでいるところであります。 今後もより一層こうした地方創生の取組を強化していく必要がありますが、その際、1学級40人定員という制約があることにより、応募をためらったり、断念したりする生徒が現れることで、十分な取組成果が期待できないといった懸念が生じております。 つきましては、安心して生徒募集に取り組むことができ、教職員の増員による一層の生徒指導の充実につながるよう西和賀高校の1学年2学級80人定員化について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。	から学級数の増などの対応について検討を進めることとしました。 その後、令和6年9月中旬に貴町から県教育委員会に対して、貴町が想定する令和7年度の志願者見込数の報告がありました。 県教育委員会では学級増の判断について「原則として複数年の実績を踏まえて判断する」方針を維持しますが、西和賀高校については令和6年度の入学者実績と貴町が見込む令和7年度志願者数等を判断材料として、令和7年度入学者選抜に係る募集定員を臨時の措置として1学級増とする方向で事務を進めることとしました。 11月5日に教育委員会臨時会を開催し、岩手県立高等学校の管理規則の一部改正（西和賀高校の1学級増を含む）が審議され、議決されたところであります。（A）			
6月20日	2 JR北上線の維持・存続について	JR北上線を含むJR東日本管内の赤字ローカル線を巡っては、令和4年に同社が利用の特に少ない35路線66区間の収支を公表しました。 また、令和5年4月には地域公共交通の再構築に向けた関連法が国会で成立したことにより、赤字ローカル線の廃線の動きが加速していくのではないかと、沿線地域では鉄道の存続に対する不安が生じております。 当町にとってJR北上線は、通勤・通学や通院、買	JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけでなく、地方における観光振興、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っていると考えています。 このため、令和4年11月と令和7年2月に県・沿線自治体による「JRローカル線維持確保連絡会議」を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性につい	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	い物など、住民の日常生活に欠くことのできない地域交通であるとともに、首都圏や仙台圏に通じる交通手段でもあり、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等、重要な役割を担っております。 同線は、広域的な交流や産業活動の活性化、定住人口の維持・拡大等を図るうえで、重要な基盤となっており、今後も、奥羽本線と東北本線・東北新幹線をつなぐ動脈として、同線の果たす役割は極めて大きく、路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれています。 つきましては、次の４点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 １ 鉄道ネットワークを国の交通施策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。 ２ ＪＲによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経緯に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。 ３ 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、路線ごとに採算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。	て認識を共有しているところです。ＪＲ東日本、国等に対しては、令和４年１２月に鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところであり、令和６年６月に行った令和７年度政府予算等に係る提言・要望等においても、先の要望と同様に、国に対し、①国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、③黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しているところです。 県としては、今後も、引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。（Ｂ）			
--	---	--	--	--	--

		4 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。				
6 月 20 日	3 生活交通バス路線運行維持対策について 1 県単補助事業の継続	本町では、令和 3 年 3 月末をもって民間事業者の路線バスが全廃となったことから、同年 4 月以降は町が主体となって運行を維持しております。人口減少や少子化等の影響により路線バスを取り巻く環境は年々厳しくなる中、高校生の通学や運転免許を持たない地域住民にとって貴重な交通手段であることに変わりはありません。バス路線の維持は町の重要な課題となっております。 また、本町は、高齢化率が県内一高く、民間のタクシー事業者も少ない交通事情であることから、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。 つきましては、次の事項を実現されるよう要望いたします。 1 県単補助事業の継続 県単補助「人口減少対策路線確保事業」について、令和 7 年度以降も事業の継続をすること。	県では、県と市町村が連携して地域公共交通の課題を検討する「地域内公共交通構築検討会」における議論を踏まえ、令和 5 年度から、国庫・県単補助路線の廃止代替交通を確保する市町村に対し、「人口減少対策路線確保事業」による支援を行っているところであり、令和 7 年度も本事業を継続していきます。（A）	県南広域振興局	経営企画部	A : 1
6 月 20 日	3 生活交通バス路線運行維持対策について 2 市町村が行う交通	2 市町村が行う交通手段確保施策への支援 市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること。	県では、令和 5 年度に創設し、貴町も活用している「人口減少対策路線確保事業」により、市町村が行う国庫・県単補助路線が廃止された地域の代替交通の確保への支援を行っているところです。 また、市町村が行うコミュニティバス等の実証運行や地域公共交通計画の策定等に	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	手段確保施策への支援		対しては、「地域公共交通活性化推進事業費補助」による支援を行っているところであり、令和7年度は予算を増額して支援するほか、市町村が実施する地域公共交通の利便を増進する計画の策定支援を強化することとしています。 なお、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。 今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図ることができるよう、必要な支援を行います。（B）			
6月20日	4 上下水道の維持管理対策について	上下水道は、住民生活に欠かすことができない重要な社会インフラであり、町民が安心してこの地に住み続けられるため、将来にわたって安定的に提供することが求められています。 しかし、広範な給排水区域を管理する本町の上下水道事業は、人口減少や生活様式の変化による使用量及び料金収入（カネ）の減少や、老朽化等による施設設備の更新需要の増加（モノ）など事業経営は非常に厳しい状況にあり、今後さらに悪化すると予測されます。 また、高度な知識や豊富な経験が必要とされる上下水道事業ですが、職員の確保（ヒト）についても喫緊の課題と捉えております。	上下水道事業を取り巻く環境は、急速な人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大、職員数の減少による人手不足など全県的な課題であると、十分認識しているところです。 上水道事業においては、平成30年の水道法改正で、上水道の基盤強化や広域連携に関する事項が盛り込まれ、県では令和5年3月に岩手県水道広域化推進プランを策定し、民間への業務の共同委託の実施等を希望する事業者に対して検討の場を設け、沿岸南部地域で令和6年度に開始した水質検	県南広域振興局	土木部 保健福祉環境部	A：1 B：1

		つきましては、将来を見据えた「経営」視点の重要性を鑑み、「県・市町村協働」、「官民連携」などによる事業効率化を推し進めることを念頭に、高いレベルでの事務作業を補完する新たな第三者組織の立ち上げを県主導で推進していただきたい。	査の共同委託では、導入スケジュールの策定や水道事業者間の調整を行うなど、取組を支援してきたところです。 また、水道事業者の経営戦略の改定を支援するため、経営・財務マネジメントのアドバイザー派遣を行っているほか、全国の先進的な取組事例の収集や情報提供なども行い、水道事業者を支援しているところです。 引き続き、こうした取組により、上水道の基盤強化に向けた取組を支援していきます。（Ｂ） 下水道事業においては、事業の持続可能性の確保に向けて、昨年度、国からはウォーターＰＰＰの導入が示され、また、県においても広域化・共同化計画の促進に取り組んでおり、今後も貴町の状況を踏まえながら、必要な技術的助言を行っていきます。 なお、市町村支援等については、県と流域関連市町が出資し設立した公益財団法人岩手県下水道公社において、公営企業会計研修などを行っておりますので、活用について検討願います。（Ａ）			
6 月 20 日	5 一般国道 107 号(川尻・当楽間)	一般国道 107 号（以下「本国道」という。）は、令和 3 年 5 月 1 日に発生した地震の影響等によって、西和賀町大石地区で山側法面に変状が確認（箇所①）され、土砂崩落等の恐れが強まったことから、全面通行	一般国道 107 号の西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、これまでに、錦秋湖を横断する仮橋の設置工事や、トンネル築造工事に先駆けて必要となる橋梁下	県南広域振興局	土木部	A : 1

	の改良整備促進について 1 本国道（川尻・当楽間）の事業促進と早期開通を図ること	止めの措置がとられておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力と国関係者のご協力、ご高配を賜り、応急盛土、仮橋架設などにより令和4年11月30日に1年7カ月振りに開通いたしました。改めまして関係機関各位には感謝申し上げますところであります。 本国道は、岩手県と秋田県を東西に結ぶ物流路線となっているほか、県境を越えた経済活動や文化・観光振興などの面で極めて重要な役割を果たしております。 とりわけ西和賀町民にとっては、本国道を利用して生活圏となっている北上市等への通勤や通院、買い物など、日常生活を送るうえで必要不可欠な最も重要な道路であります。加えて岩手・秋田間においては、並行する秋田自動車道や一般国道46号の緊急時等の代替路として、お互いが補完し合う機能を担っています。 本国道は、平成27年3月にも今回の現場近くで大規模な土砂崩落が発生（箇所②）し、約8カ月間もの長期にわたって全面通行止めとなった経緯があります。平成27年の土砂崩落箇所と今回の災害箇所を含む西和賀町川尻から当楽までの区間には、地滑り地形が数多く分布（図表1参照）しているうえに、急カーブ（箇所⑤）や大型車両とのすれ違いが難しい狭隘なトンネル（箇所④）もあり、加えて冬季にはたびたび雪崩が発生（箇所③）するなど危険箇所が多く、極めて脆弱な道路環境下に置かれています。 特に大荒沢トンネルは、昭和39年に竣工した湯田ダム建設に伴う国道の付け替え工事によって築造され	部工工事が完成したところです。また、トンネル築造工事については、令和5年7月から掘削を進めています。 引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。（A）			
--	--	---	--	--	--	--

	たトンネルであり、老朽化が進んでいるうえ、当時の設計基準による幅員のため、車両が大型化した現在では、安全な通行に支障が生じているのみならず、冬季には大型車両のスタック等による渋滞発生や通行止めの原因となっている状況にあります。 こうしたことを踏まえ、今回の災害復旧事業が完了した後であっても、将来にわたり安心・安全な道路交通が保障されるわけではなく、依然として通行止め等のリスクを抱えている状況に変わりはありません。 また、代替路である秋田自動車道の北上・横手間は、ほぼ片側1車線であるため、事故や特にも冬期間の積雪による通行止めのリスクが高く、緊急時等における一般道との相互補完機能が発揮されていない状況に置かれています。 以上のことから、先に閣議決定されている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る次の事項の実現について強く要望いたします。 1 本国道（川尻・当楽間）の事業促進と早期開通を図ること 今般採択されたトンネルによる災害復旧事業の実施に当たっては、継続的に予算確保を図ることで、工事の完成を可能な限り前倒していただき、供用開始時期を早められるよう特段のご尽力、ご配慮をお願いいたします。				
--	--	--	--	--	--

6 月 20 日	5 一般国道 107 号(川尻・当楽間)の改良整備促進について 2 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと	2 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと 川尻・当楽間になおも残存する危険箇所や狭隘なトンネル等を含む区間、数多く分布している地滑り地形などへの根本的な対応方針を網羅したグランドデザイン（将来構想）を提示いただき、地域住民や道路利用者が将来にわたり安心して安全な道路交通を見通すことができるよう関係機関の特段のご理解、ご配慮をお願いいたします。	国道 107 号川尻・当楽間については、令和 3 年度に斜面の調査を行いました。併せて、令和 4 年度に雪崩痕跡調査を実施しましたが、早急に雪崩対策を実施する必要性が低いことを確認しました。 また、西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、仮橋の設置工事や橋梁下部工工事が完成し、令和 5 年 7 月からトンネルの掘削を進めてきたところです。 国道 107 号については、引き続き、定期的な道路パトロールや施設点検などを通じ、安全な通行の確保に努めていきます。 なお、国道 107 号と秋田自動車道が一体となって機能することが重要であることから、秋田自動車道の 4 車線化の整備促進について、引き続き国に働きかけていきます。（C）	県南広域振興局	土木部	C : 1
6 月 20 日	6 道路除雪に係る県と町の意見交換や協議の場の継続設定について	西和賀町の除雪体制は、建設業者への委託化を進めた結果、直営除雪作業員 37 名（内、地域おこし協力隊 2 名）を確保し、昨年度の 40 名から 3 名の減となりますが、業者委託による直営作業員の減を考慮すると昨年度並みの体制を整えることができました。しかし、直営除雪作業員の高齢化は顕著で、平均年齢は 57.5 歳となっており、70 歳代が 8 名、60 歳代が 11 名と全体の 51.4%を占めている状況です。昨今の人口減少による人手不足、少子高齢化による除雪作業員の高齢化は	冬期交通の安全確保に向けた除雪体制の構築に当たっては、県においても除雪オペレーターの確保・育成が喫緊の課題と認識しています。 これまで県道と町道の路線交換による連携除雪に取り組んでいるところですが、引き続き、効率的かつ効果的な除雪体制の構築を図るため、貴町と意見交換などを行っていきます。（B）	県南広域振興局	土木部	B : 1

		より深刻さを増しており、町道はもとより国道、県道の除雪業務を維持していくうえで大きな懸念が生じております。 道路除雪を効率的に行うため、現在、岩手県と当町では、一部路線について、いわゆる「交換除雪」を実施しておりますが、全体の路線数からすれば一部にとどまっており、原則的には当該道路管理者が各々除雪業務を担うという運用が行われております。 その際、岩手県でも一定人数の直営作業員を抱えており、雇用条件や作業の困難度の違いなどもあって、従来から作業員の移籍問題が潜在しておりましたが、昨今の人手不足も手伝って、この問題が顕在化しつつあります。 町県民にとっては、国道、県道や町道も同じ「道路」であり、その利用に当たり、享受するサービスに本来格差があってはならないことでありますが、昨今の人手不足はより深刻さを増しており、町道の除雪業務を維持していくうえで大きな懸念が生じております。 つきましては、こうした当町の実情をご賢察いただき、問題意識を共有し、町内等しく道路除雪サービスを提供可能とするための岩手県と当町による意見交換や協議の場を設けていただくよう要望いたします。				
6 月 20 日	7 主要地方道盛岡横手線（県道 1 号）の道路整備促進について	主要地方道盛岡横手線（県道 1 号）は、盛岡市から当町を經由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、当町内の南北 33km を縦断する極めて重要な生活路線でもあります。	1 若畑地区の堆雪帯整備については、令和 6 年度は用地測量調査を進めてきたところです。（A） その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事	県南広域振興局	土木部	A : 2 C : 2

		本路線は、一般国道 46 号から同 107 号を経由し、一般国道 13 号を結ぶ主要路線ともなっており、距離的な利便性から大型トラックも物流路線として通行する車輛が増加し、緊急時には迂回路としても重要な路線として位置づけられております。 また、当町では、関係する広域市町による観光情報の発信に取り組んでおり、本路線を経由して盛岡市、田沢湖及び角館方面や北上市、横手市、湯沢市方面に向かう観光者も多く、観光面でも大きな役割を果たしているところです。 そのため、本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会（会長：西和賀町長）において整備促進を要望しているところであり、岩手県においてはこの間、継続的に道路改良に取り組んでいただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点から、特にも次の箇所について歩行者道や堆雪帯の設置、早期の事業完成を目指していただくよう要望いたします。 1 若畑地区堆雪帯設置事業の早期完成及び未事業箇所の堆雪帯設置 2 泉沢地区バイパス化事業の早期完成 3 湯之沢地区歩行者道の設置	業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C） 2 主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和 2 年度に「泉沢工区」として事業化したところであり、令和 6 年度は、引き続き、用地取得を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） 3 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）			
6 月 20 日	8 主要地方道花巻大曲線（県道 12	主要地方道花巻大曲線は、岩手県花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。 税務署や法務局、中部保健所など西和賀町を所管す	未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業	県南広域振興局	土木部	C : 1

	号)の改良整備促進について 1 未改良区間の早期事業化について	る国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線やいわて花巻空港の利用など、町民が花巻市へ出向く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されております。 また一般国道 107 号は、令和 3 年発生 of 地滑り災害と平成 27 年発生 of 土砂崩落によって、いずれも長期間に及ぶ全面通行止めを余儀なくされた過去があり、本路線の迂回路となるべき同国道の脆弱性が指摘されております。あらためてダブルネットワークの必要性、重要性に鑑み、次のとおり本路線の改良整備を要望いたします。 1 未改良区間の早期事業化について 西和賀側 2,400m と花巻 900m の未改良区間について通年通行に向けた早期事業化を図ること。	予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)			
6 月 20 日	8 主要地方道花巻大曲線(県道 12 号)の改良整備促進について 2 笹峠工区の工事再開	2 笹峠工区の工事再開 秋田県境に位置する笹峠工区については、平成 20 年度以降、岩手・秋田両県で工事を休止している状況であり、平成 29 年から毎年工事再開を求める要望書を岩手県に提出しています。岩手県側 800m と秋田県側 1,740m の工事を再開すること。	笹峠工区の未改良区間(岩手県側 800m、秋田県側 1,740m)の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
6 月 20 日	9 秋田自動車道の 4 車線	秋田自動車道は、開通以後、日本海と太平洋を高速で結ぶ重要路線として利用されており、年間を通して	県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性	県南広域振興局	土木部	B : 1

	化の促進及び北上 J C T 江刺田瀬 I C 間の直線化整備について 1 北上西 I C ～横手 I C 間の早期着工と完成、北上 J C T ～大曲 I C 間の全線 4 車線化	安全・安心な生活を送るためには欠かせない路線となっております。 現在、秋田自動車道はこのような重要な役割を果たしているにもかかわらず、現状は、北上 J C T ～大曲 I C 間は対面通行の暫定 2 車線となっており、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的に大きな課題が顕著化している状況にあります。 このような中、平成 31 年 3 月に「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の一環として、湯田 I C ～横手 I C 間の約 7.7 km が事業化されたことを皮切りに「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、これまで北上 J C T ～大曲 I C 間の暫定 2 車線区間約 42 km のうち 27.9 km が事業化されておりましたが、令和 6 年 3 月 27 日に横手北スマート I C ～大曲 I C までの 7.9 km が新たに事業許可され、残す暫定 2 車線区間は北上 J C T ～北上西 I C までの岩手県側 6.2 km のみとなっております。ここまで着実に秋田自動車道の 4 車線化整備が前進していることに改めて感謝申し上げます。 また、秋田自動車道を含む東北横断自動車道釜石秋田線については、円滑な物流確保、広域な周遊拡大を図ることが必要と考えられますが、現状は北上 J C T から花巻 J C T まで大きく迂回するルートであるため移動ロスが生じております。 以上のことから次のとおり要望いたします。	の確保を図るため、暫定 2 車線区間の 4 車線化の推進が必要と考えています。このため、令和 7 年度政府予算等に係る提言・要望において、秋田自動車道「北上西 I C ～横手 I C」等の暫定 2 車線区間の 4 車線化を推進するよう要望したところであり、4 車線化が図られるよう、引き続き国等に働きかけていきます。（B）			
--	---	--	--	--	--	--

		1 秋田自動車道の事業化されている北上西 I C～横手 I C間の早期着工と完成、さらには北上 J C T～大曲 I C間の全線 4 車線化について、国等への働きかけを強めていただくこと				
6 月 20 日	9 秋田自動車道の 4 車線化の促進及び北上 J C T 江刺田瀬 I C間の直線化整備について 2 東北横断自動車道釜石秋田線の北上 J C T 江刺田瀬 I C間の整備の位置付けについて	2 東北横断自動車道釜石秋田線の北上 J C T 江刺田瀬 I C間の整備について、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク計画）に位置付けること	東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬 I Cから花巻 J C Tまでの区間は、現在、暫定 2 車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は 4 車線幅で行われ、一部の構造物は 4 車線を前提に完成していることから、今後見込まれる 4 車線化事業と要望ルートの関係を整理する必要があります。 また、県では国道 107 号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。（C）	県南広域振興局	土木部	C : 1
6 月 20 日	10 道の駅「錦秋湖」の移転について	道の駅「錦秋湖」は、一般国道 107 号の地すべり災害により、令和 3 年 5 月から長期の休業を余儀なくされ、また平成 27 年にも大規模な土砂崩落が発生した経緯があり、町の経済活動にも大きな影響が及んだところです。災害の復旧については、道路管理者である岩手県のご尽力により、その解消に向け事業実施していただき、改めまして関係各位には感謝申し上げます。	道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興や安全の確保に寄与することを目的とした、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を併せ持つ施設です。 道の駅錦秋湖は、道路管理者である県が駐車場、トイレ、道路情報提供施設、休憩施	県南広域振興局	土木部	C : 1

		一般国道 107 号においては、国立研究開発法人防災科学技術研究所」による、錦秋湖周辺の地すべり地形分布によると、同路線の多くが地すべり地帯であることが明らかとなっており、今後も同様の災害が起こりえる可能性があること、さらには設置後 25 年が経過しようとしており、大規模な改修時期を迎えることとなります。 一方で、当町が取り組んでいる 6 次産業の推進に当たっては、産業間連携による「西和賀ブランド」の確立と交流拠点施設の整備が喫緊の課題となっており、令和 4 年 9 月に西和賀町産業間連携推進会議から「ヒト・モノ・コトが交流する新たなにぎわい拠点の設置」について提言がなされ、生産者や利用客がアクセスしやすく、より交通量が見込まれる立地条件下での事業展開に大きな期待が寄せられているところです。 このような状況を踏まえ、道の駅の新たな役割である地方創生・観光を加速化する拠点、地域デザインへの貢献や防災機能をあわせ持った新道の駅錦秋湖として移転設置が必要と考えておりますが、同施設は、町と道路管理者である岩手県が連携して整備を行った「一体型」の施設であることから、移転に当たっては岩手県のご理解とご協力が必要不可欠でありますので、県当局の特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。	設を、町が地域振興施設を整備する一体型として設置し、これまで多くの道路利用者にサービスを提供するなど、その機能を発揮し大きな役割を果たしてきたと認識しています。 このような中、令和 3 年 5 月に大石地区で発生した地すべり災害により国道が通行止めとなり、町の物産とレストランからなる地域振興施設は休業していましたが、令和 4 年 11 月 30 日の仮橋を含む迂回路の供用開始とともに営業を再開し、かつての賑わいが戻ってきています。 県としては、国道の通行再開後の新たな課題に向けて、今後も貴町と連携し取り組んでいきます。 なお、道の駅の移転については、今後の道路利用者の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、総合的に検討し判断していくことが必要と考えています。（C）			
6 月 20 日	11 農業、畜産業におけるエネルギー価	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生して以来、長引く新型コロナウイルスの影響、急激な円安・ドル高と相まってエネルギーや食品をはじめとする物	燃料、配合飼料及び肥料の価格高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、令和 6 年 6 月、国に対する「提言・要	県南広域振興局	農政部	B : 1

	格・物価高騰等に関する支援について	価高騰は国民生活に大きな影響を与えてまいりました。 新型コロナウイルス感染症については、5類移行に伴い終息となったものの、依然として経済に与えた影響が大きく、加えてイスラエル・パレスチナ・中東情勢の戦闘激化に伴い更に世界情勢が不安定な状況にあります。 農業、畜産業においても例外ではなく、農業生産において必要不可欠な肥料、農薬等の生産資材価格の高騰、トラクター、コンバインなど農業機械を動かすために必要な燃油の高騰等により、経営は大きく圧迫され続けております。 これにより、農業者の生産意欲が減退し、経営を断念する者が相次いで発生することにより、農地の維持・管理が困難になり、荒廃農地が増加するとともに食料自給率の低下に繋がることが予想されます。 国や県におかれましては、エネルギー価格・物価高騰対策等として、各種対策を講じていることは承知しておりますが、農業、畜産業の経営を支えるため、更なる支援の継続を要望いたします。	望」において、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久的な制度化及び対象品目の拡充（菌床しいたけ等）や、「配合飼料価格安定制度」による補てん金の満額交付、肥料価格上昇分に対する補填対策の実施、農業共同利用施設の電気料金等の動力光熱費の高騰分を支援する事業の創設について要望しました。 県では、これまで、飼料や肥料等の価格高騰への支援について、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援、農業共同利用施設の省エネルギー化に資する取組への支援を行ってきており、令和6年度一般会計補正予算（第9号）においても、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和7年2月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高い状況となっています。 このため、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、飼料や肥料等の価格動向を注視			
--	--------------------------	--	---	--	--	--

			しながら、必要な支援について検討していきます。（Ｂ）			
6月20日	12 水田活用の直接支払交付金の見直しに伴うWCS用稲の生産供給体制の整備について	本町においては、長らく永年性牧草以外の土地利用型の転作作物が栽培されてこなかったのですが、平成21年から大豆・ソバの栽培を本格化するとともに、担い手への農地の集積を積極的行ってきました。平成20年には大豆12ha、ソバ6haの栽培面積が令和5年には大豆44ha、ソバ246haと西和賀農業にとって重要な品目に育っております。また、経営面積10ha以上の経営体も平成23年度14経営体から令和5年度は25経営体と大きく増加しております。 こうした中で、水田活用の直接支払交付金の見直しにより令和8年度までに水張りを行わない水田は交付対象から除かれることになりました。大豆・ソバは湿害により収量が大きく減少することから、極力水を排除した水田も多く、交付対象外となった場合の耕作放棄地化や経営体の所得減少が予想されます。 一方、輸入飼料の高騰等により畜産農家の経営も非常に厳しくなっており、安価な飼料確保が大きな課題となっております。このため、町と大規模耕種農家、畜産農家との協議の中でWCS用稲の栽培と畜産農家への供給により、循環体制を構築し、所得の確保と耕作放棄地の防止を図れないかを検討している所です。循環体制の構築については、西和賀町単独より広域化することにより県内にもメリットが生ずるものと考えており、次の件を要望するものであります。	飼料価格が高騰する中、本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、飼料作物の生産を拡大していくことが重要であることから、県では、収穫量を高めるための牧草地や飼料畑の整備のほか、水田を活用した稲ホールクロップサイレージ等の生産を推進しています。 ① 収穫機械の導入をはじめとする稲ホールクロップサイレージ（以下稲WCS）等の自給飼料の生産拡大の取組を推進する県や国の事業が措置されておりますので、まずは花巻農林振興センターに御相談ください。（Ａ） ② 輸入牧草の価格高騰を背景に、市町村を越えた粗飼料確保の取組が拡大しており、稲WCSでは、西和賀町で生産し田野畑村の大規模酪農経営体へ供給する取組や、北上市で生産し久慈市の大規模酪農経営体へ供給する取組などが行われています。 また、県南広域振興局では、耕畜連携による粗飼料確保の取組や、飼料の域内での供給体制を検討することとしており、こうした取組については関係機関・団体	県南広域振興局	農政部	A：1 B：1

		1 循環体制構築のためのモデル地区として、WCS 用稲機械の導入に助成をお願いいたします。 2 畜産農家の減少傾向を鑑みると市町村を超えた範囲での体制づくりがより効率的と思われることから、組織づくりや運営に対して県の協力をお願いいたします。	と共有しながら、生産供給体制の仕組み作りを進めていきます。(B)			
6 月 20 日	13 日本型直接支払交付金関係予算確保及び制度の拡充について 1 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について	1 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について 水田は、農作物の生産機能のみならず、自然災害時においては巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう水田機能を維持することが重要です。 当町は、岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。当町の水田は、大概が 200m から 450m までの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。 中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約 1,577ha のうち約 73.2 パーセントの 1,155ha ありますが、対象農用地の 99%が傾斜度 1/20 から 1/100 までの緩傾斜農地となっております。 また、当町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、早ければ 10 月から雪解けの遅い時は 5 月まで雪があり、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考えられます。 以上のことから、当町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国	「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等の取組を支援するものであり、県土の約 8 割が中山間地域である岩手県では、極めて重要な施策であると認識しており、国に対し、十分な予算を措置することなどを要望しているところで 対象農用地等の見直しについては、県内の取組や地元負担の状況、他都道府県の動向なども注視しながら、必要に応じ国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	農政部	B : 1

		に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。				
6 月 20 日	13 日本型直接支払交付金関係予算確保及び制度の拡充について 2 多面的機能支払交付金の資源向上対策（長寿命化）の予算確保について	2 多面的機能支払交付金の資源向上対策（長寿命化）の予算確保について 当町においては、32 の活動組織が農業環境の向上のため、資源向上対策（長寿命化）に取り組んでいます。 近年、資源向上対策（長寿命化）に対する予算配分が減少（令和 3 年度は計画対比約 62.5%、令和 4 年度は計画対比約 49.2%、令和 5 年度計画対比約 50.1%の配分にとどまった。）しているため、計画の達成が大きく遅れております。 農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう必要な予算の確保を要望いたします。	多面的機能支払交付金に係る国からの本県への配分は、近年、要望額の 8 割程度となっています。 このため、国の指導に基づき、農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）に優先的に配分しており、その結果、資源向上支払（長寿命化）は要望額に満たない配分となっています。 こうしたことから、県では、令和 6 年 6 月及び 11 月に国に対し、十分な予算措置を強く要望したところであり、今後とも様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。 （B）	県南広域振興局	農政部	B : 1
6 月 20 日	14 地域医療の確保と医師対策について	当町は、県内では最も高齢化が進行しており、住民の生命と健康を守るため、地域医療の確保が行政運営上の極めて大きな課題となっております。 現在の町立病院の医師体制は、3 月末に常勤医師 1 名が定年退職となったものの、継続して県医師派遣をいただいたほか、岩手県市町村医師養成事業による医師 1 名を配置いただき、常勤医 3 名の診療体制を維持しておりますが、派遣いただける期間が限られているため、次年度以降の医師体制に不安を感じているところであります。また、部分的に奨学金養成医師の派遣もいただき、外来診療及び当直業務の一部を担ってい	県では、「岩手県医師確保計画」を策定（令和 2 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改定）し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。 自治医科大学養成医師については、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せら	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		ただいておりますが、一般診療、入院管理、人工透析、訪問診療、介護福祉施設の診療、町から委託されている人間ドックをはじめとする各種健診、休日・夜間の日当直、さらには各種感染症の対策など、非常に多くの業務をこなしており、常勤医師への過重負担が懸念されております。さらに、町内で唯一の入院機関であり、地域での役割はより一層重要になっております。 つきましては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、引き続き、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置に対し特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。また、看護師のほか、薬剤師、臨床放射線技師等のコメディカルスタッフの確保にも大変苦慮している状況であり、地域医療の維持・継続のため、医師と同様の確保対策について検討がなされることを併せて要望いたします。	れる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。今年度も引き続き1名配置しているところです。 奨学金養成医師については、令和6年4月から新たに1名配置を行ったほか、引き続き西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。 今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。(B) また、看護職員についても、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づく、看護職員修学資金等による人員の確保と県内への定着、ナースセンターによる再就業の支援等に引き続き取り組んでいきます。 薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給があり、今後もその傾向が続くものと見込まれておりますが、地域偏在や業態による偏在も大きいことが指摘されています。 県では、こうした状況を踏まえ、令和6年3月に岩手県保健医療計画の一部として「岩手県薬剤師確保計画」を策定し、薬剤師確保対策検討会を立ち上げ、薬剤師確保の取組を進めることとしております。			
--	--	--	---	--	--	--

			当該検討会における協議、検討を踏まえ、県内医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。（B）			
6月20日	15 地域医療情報ネットワークへの関与について	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」が重要とされています。 岩手中部医療圏域においては、NPO 法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。 いわて中部ネットは、東北六県で唯一県内全域連携したネットワークが存在しない岩手県において社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と2次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国医療情報プラットフォームの基礎として持続的な運営が求められています。 しかしながら、施設側の参加は任意となっており、近年は物価高騰等の厳しい社会情勢もあり、使用料負担軽減のため、施設の退会が生じている状況です。いわて中部ネットの運営に当たっては、圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減	県では医療の高度化及び地域間格差の是正、さらには高度医療機関が有する機能の地域医療機関への波及・普及促進を図るために、岩手医科大学と地域中核病院間とを連携したテレビ会議システムとして、いわて医療情報ネットワークシステム（H14）小児周産期医療遠隔支援システム（小児：H16、周産期：H27）及び遠隔病理画像診断システム（H25）のほか、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」（H21）を整備し、運用してきたところです。 さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。 岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

		少していく見込みであった支援は恒常的なものとなる可能性があります。 つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくと共に、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めていただくよう要望いたします。	活用し、平成 28 年度から令和元年度の 4 年間に約 577 百万円を補助したところです。 システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。（B） また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。（B）			
--	--	--	--	--	--	--